

第12号議案

亀岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

亀岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、本市の区域内における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「乳児等通園支援事業基準」という。）で使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 最低基準は、次条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 乳児等通園支援事業者等は、次のいずれかに該当する者で

あってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等
(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案要綱

- 1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い、亀岡市乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の実施に必要な設備及び運営に関する基準を定めること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。